

京都教育大学附属桃山中学校同窓会会則

題名

附属桃山中学校同窓会・・・当校

同窓会会則

附属桃山小学校同窓会・・・桃小

京都教育大学附属桃山小学校露草同窓会会則

附属京都小中学校同窓会・・・京中

京都教育大学附属京都小中学校東櫻同窓会会則

変更案

- ・京都教育大学附属桃山中学校同窓会会則

名称、事務所

当校

第1条 本会は京都教育大学教育学部附属桃山中学校同窓会とし、事務所を母校内に置く。

桃小

第1条 本会は京都教育大学附属桃山小学校露草同窓会と称し、同校に事務局を置く。

京中

第1条 この団体は、「京都教育大学附属京都小中学校 東櫻同窓会(仮称)」と称し、京都教育大学附属京都小中学校の同窓会である。

第2条 京都教育大学附属京都小中学校 東櫻同窓会(仮称 以下、本会)は、事務所を(-住所-が決まったらいれる)京都教育大学附属京都小中学校内に置く。

変更案

- ・教育学部を削除 既決定済

第1条 本会は京都教育大学教育学部附属桃山中学校同窓会とし、事務所を母校内に置く。

目的

当校

第2条 本会は互いに友誼を厚くし併せて会員の母校との関係を密にするを目的とする。

桃小

第2条 本会は児童期を共にした会員が相互の連携と親睦を図り、あわせて母校の進展に寄与することを目的とする。

京中

第 3 条 本会は、会員相互の親睦を図り、京都教育大学附属京都小中学校の発展に寄与することを目的とする。

変更案

第 2 条 本会は互いに友誼を厚くし併せて会員の母校との関係を密にすることを目的とする。

事業

当校

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- ① 総会の開催
- ② 同窓会名簿及び同窓会報の発行
- ③ その他目的達成に必要な事業

桃小

記載なし

京中

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 会員の集いの開催
2. 会報の発行
3. 会員名簿の維持・更新
4. その他本会の目的達成に必要な事業

第 5 条 会員は、前条に規定する以外の目的で本会会員名簿を使用及び利用することができない。

問題点

- ・総会の開催 or 会員の集い（つゆ草の集い）→ 変更なし
- ・会員名簿の取り扱い→会員名簿の管理

変更案

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- ① 総会の開催
- ② ~~同窓会名簿及び同窓会報の発行~~
- ③ ~~同窓会名簿の管理~~
- ④ その他目的達成に必要な事業

会員、会費

当校

第4条 本会は下記の会員をもって組織する。

- ①正会員（京都学芸大学附属桃山中学校及び京都教育大学（教育学部）附属桃山中学校卒業生
- ②客員（母校の現・旧職員）

第5条 正会員は別に定めた会費を納入する義務を持つ。

桃小

第3条 本会は京都教育大学附属枕山小学校に在籍し、会費を納入したものを会員とし、母校に在任する現教職員ならびに旧教職員を特別会員とする。

京中

第6条 会員資格は細則にこれを定める。

第7条 正会員は、総会の議決により別に定める会費を負担しなければならない。ただし、会員に特別な事情があると認められるときは、常任理事会の承認により会費を免除することができる。

細則

第2条 会員資格

1. 本会の正会員は、以下の者とする。

- (ア) 京都教育大学附属京都小中学校に入学、転入学及び編入学した者
- (イ) 平成23年6月に附属京都小学校東櫻同窓会の正会員であった者
- (ウ) 平成23年6月に京都教育大学附属京都中学校同窓会正会員であった者
- (エ) 京都教育大学附属京都小学校・附属京都中学校もしくはその前身の学校に在籍したが、卒業しなかった者のうち、常任理事会の承認を経た者。

2. 本会の特別会員は、以下の者とする。

- (ア) 京都教育大学附属京都小中学校現職員及び職員であった者
- (イ) 平成23年6月に附属京都小学校東櫻同窓会の特別会員であった者
- (ウ) 平成23年6月に京都教育大学附属京都中学校同窓会特別会員であった者

3. 本会の目的達成に多大な貢献をした者は、常任理事会の議決を経て、名誉会員となることができる。

4. 退会しようとするものは、その旨を本会に届け出て常任理事会の承認を受けるものとする。

第3条 会費

1. 平成24年4月以後に京都教育大学附属京都小中学校に入学する者は入学時に終身会費10000円を納入する。

2. 平成23年6月現在で京都教育大学附属京都小中学校に在籍中である正会員の終身会

費は別途常任理事会で定める。

3. 平成24年4月以後に京都教育大学附属京都小中学校に転入学及び編入学時に終身会費を納入する。

4. 正会員のうち平成23年6月時点において京都教育大学附属京都小中学校に在籍しない者は終身会費を納付することを要しない。

5. 退会した会員には、既に納入した会費は返還されない。

問題点

- ・卒業生でよいか？転校したものの扱い→変更なし
- ・「別に定めた」→（総会前の）評議員会で定めればよい。
- ・退会の扱い→不要

第4条 第5条 変更なし

役員

当校

第6条 本会は会務運営のために下記の役員を置く。

会長、副会長、理事、監事、評議員

2 本会は、前項の役員のほか、名誉会長、顧問をおくことができる。

第7条 前条1項の各役員の任期は3年とする。但し、会長、副会長は再任限りとし、その他の役員は重任を妨げない。また、前条2項の役員の任期は定めない。

2 前条1項の各役員はその任期後も、その後任者が選任されるまでの間その職務を行わねばならない。

第8条 会長は本会を代表し、会務を執行する。

2 会長は評議員会に於いて、正会員中より選出する。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。但し、その代行は期の古い副会長から順次行うものとする。

第10条 理事は、総会、評議員会に於いて、理事に執行を委任された事項、その他本会の運営に必要な事項を決定し、執行する。

2 理事は、若干名を評議員会に於いて評議員の互選により選出する。

3 理事より、会計、庶務、名簿、会報、渉外の各担当理事を定める外、理事会の決議によりその他担当すべき任務を定めることができる。

第11条 監事は、本会の財産状況、業務執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

2 監事は、2名をおき、評議会にて正会員中より選出する。

第12条 評議員は、評議員会を組織するほか、評議員は、会員を代表し、同期との連絡に当たる外、会の業務の執行に協力する。

- 2 評議員は、各卒業年次の期をより2名宛期に於いて選出する。
- 第13条 顧問は、会長、副会長、理事会が諮問した事項につき、それに答える。
- 2 顧問は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。
 - 3 顧問は、客員たる母校の現職員若干名のほか、本会の旧役員若干名を評議員会にて推薦する。

桃小

(1)本会員に次の役員を置き、任期は6年とする。

(イ)会長 1名

本会を代表し、会務を総括する。

(ロ)副会長 2名

会長を補佐し、会長事故のとき代行する。

(ハ)理事 若干名

会務に参画する。理事のうち6名は、庶務・会計・広報を担当する。

(ニ)幹事

各卒業年次代表(2名)及び教職員代表(3名)を以って構成する。

(ホ)会計監査 2名

本会計事務の監査をする。監査結果は総会・理事会・幹事会において報告する。

(2)役員及び会計監査は理事会に於いて選出し、総会で承認する。但し、幹事の選出は卒業年次毎に男女又は各学級1名、及び教職員から3名選出する。教職員から選出された幹事は庶務・会計・広報担当理事を補佐する。

(3)本会の為に功労あり、理事会より推挙されたものを顧問とする。

京中

第8条 本会に次の役員及び理事を置く。

1. 会長 1名

2. 副会長 2 名
3. 理事長 1 名
4. 常任理事 15 名以上25 名以内
5. 理事 学年年次ごとに若干名。ただし卒業年次の事情によりおかないことができる。
6. 監事 1 名以上3 名以内

第9 条 本会は、本会の運営に貢献したものを顧問とすることができる。顧問は会の運営に助言を行う。

第10 条 会長、副会長は、総会において、正会員のうちから、これを選出する。会長及び副会長は、常任理事となる。

第11 条 会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときは、総会により後任の会長が選出されるまで、その職務を代理する。

第12 条 理事は学年年次ごとの互選により選出する。ただし各学年年次より理事の選任なきとき、または当該学年理事より 3 年以上連絡のないときは会長が指名する。

第13 条 理事は当該年次正会員の状況を把握して本会との連絡にあたりとともに必要に応じて本会の会務(庶務、会計、名簿の編集、広報、その他)の執行に参画する。

第 14 条 常任理事は理事の互選によって定める。常任理事は、常任理事会を組織し、本会の会務を分担執行する。

第15 条 理事長は常任理事の互選によって定める。理事長は、各常任理事の会務執行を調整する。また、会長・副会長がともに職務を遂行できないときは、その職務を代理する。

第16 条 監事は、通常総会において、正会員のうちからこれを選出する。本会の会計ならびに常任理事の会務の執行状況を監査し、監査報告を作成する。また不整を発見したときは、これを理事会または総会に報告せねばならない

第17 条 顧問は会長・副会長・常任理事経験者等の中から理事長が委嘱する。

第18 条 本会の役員任期は、次期通常総会までの3 年間とし、重任は妨げない。

第19 条 本会の事務を執行するため、本会は職務を委託することができる。職務執行委託者は会長が選任し、有給もしくは有料であることを妨げない。

第38 条 監事は理事会及び常任理事会に出席して意見を述べるることができる。ただし、表決に加わることはできない。

問題点

- ・基本的には変更なし
- ・副会長の再任限りは問題あり→会長は再任限りとする。
- ・副会長の選任方法の記載がない。
- ・評議員を 2 名宛選出すること→2 名程度（既決定済）

- ・任期の始まり終わりの記載がない。→総会までとする。
- ・記載順 会長・副会長・理事・監事・評議員・顧問→会長・副会長・理事・評議員・監事・顧問

変更案

- 第6条 本会は会務運営のために下記の役員を置く。
会長、副会長、理事、~~監事~~、~~評議員~~、~~監事~~
- 2 本会は、前項の役員のほか、名誉会長、顧問をおくことができる。
- 第7条 前条1項の各役員の任期は~~3年~~次回総会までとする。但し、会長、~~副会長~~は再任限りとし、その他の役員は重任を妨げない。また、前条2項の役員の任期は定めない。
- 2 前条1項の各役員はその任期後も、その後任者が選任されるまでの間その職務を行わねばならない。
- 第8条 会長は本会を代表し、会務を執行する。
- 2 会長は評議員会に於いて、正会員中より選出する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。但し、その代行は期の古い副会長から順次行うものとする。
- 2 ~~副会長は評議員会に於いて、正会員中より選出する。~~
- 第10条 理事は、~~理事会を組織し、その会務を執行する。総会、評議員会に於いて、~~
~~理事に執行を委任された事項、その他本会の運営に必要な事項を決定し、執行する。~~
- 2 理事は、若干名を評議員会に於いて評議員の互選により選出する。
- 3 理事より、会計、庶務、名簿、会報、渉外の各担当理事を定める外、理事会の決議によりその他担当すべき任務を定めることができる。
- ~~第12条~~ 評議員は、同期の会員を代表し、同期との連絡に当たるほか、評議員会を組織するほか、~~し、会の業務の執行に協力する。評議員は、会員を代表し、同期との連絡に当たる外、会の業務の執行に協力する。~~
- 2 評議員は、各卒業年次の期より2名宛程度、期に於いて選出する。
- ~~第12条~~ 監事は、本会の財産状況、業務執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- 2 監事は、2名をおき、~~評議員会~~にて正会員中より選出する。
- 第13条 顧問は、会長、副会長、理事会が諮問した事項につき、それに応える。
- 2 顧問は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 顧問は、客員たる母校の現職員若干名のほか、本会の旧役員若干名を評議員会にて推薦する。

会議体の構成

当校

記載なし

桃小

記載なし

京中

第20条 本会の会議は、総会、常任理事会、及び、理事会とし、会長がこれを招集する。

変更案 会議体を明確にするため記載する。

第14条 本会の会議は、総会、評議員会および理事会とし、会長がこれを招集する。

総会

当校

第14条 総会は、本会の目的に則り会員の親睦を深めるために開催し、下記のことを行う。

①会務報告

②主要な事項の議決

③会則の改正

④その他必要と思われる事項

2 正会員50名以上の請求があった時は、会長は臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の議長は会長があたる。

4 総会の決議は出席正会員の過半数による。

桃小

第5条 (1)総会

本会の最高議決機関で、会員を持って構成し、3年ごとに開く。

京中

第21条 総会を本会の最高議決機関とし、通常総会及び臨時総会とする。

第22条 通常総会は3か年ごとに1回開催する。

第23条 総会の議案は、常任理事会の議決を経たものに限る。

第24条 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第25条 臨時総会は常任理事会又は監事が必要と認めたとき、又は、会員の5分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった時に招集しなければならない。

第26条 総会を招集する時は、総会開催の20日前迄に、開催日時・場所等を会員に通知する。

第27条 総会の議事整理のために毎回議長1名を当日出席の会員中から選ぶ。

第28条 総会では次の事項を行なう。

1. 庶務および会計に関する事項
2. 事業報告に関する事項
3. その他総会の承認を必要とする事項

第29条 総会の議事録は、作成の上これを保存する。

変更案

第15条 総会は、本会の最高議決機関で、3年に一度、本会の目的に則り会員の親睦を深めるために開催し、下記のことを行う。

- ①会務報告
 - ②主要な事項の議決
 - ③会則の改正
 - ④その他必要と思われる事項
- 2 正会員50名以上の請求があった時は、会長は臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会の議長は会長があたる。
 - 4 総会の決議は出席正会員の過半数による。

評議員会

当校

第15条 評議員は、次に定める事項の外、本会則又は総会に於いて評議員に委ねられた事項、その他重要な事項につき審理し議決する。

- ①細則の制定
 - ②名簿、会費の発行の決定
 - ③会費及び臨時会費の決定
 - ④総会の招集
 - ⑤役員解任
- 2 評議員会は、年に一度以上、会長が定めた時に召集する。
 - 3 理事3名以上又は評議員10名以上から召集の請求があった時は、会長は評議員会を招集しなければならない。
 - 4 評議員会の決議は、出席者の過半数による。但し、役員解任は評議員の定数の過半数が出席し、その三分の二以上の賛成を要する。

桃小

第5条 (3)幹事会

総会につぐ議決機関で、すべての役員で構成する。

京中

第30条 理事会は通常総会と同日もしくは通常総会后、遅滞なく会長が招集し、常任理事を選任する。理事会は25名以上の理事の出席をもって成立する。ただし書面もしくは電子書面による委任状をもって出席にかえることができる。

変更案

~~第15条~~ 評議員会は、次に定める事項の外、本会則又は総会に於いて評議員会に委ねられた事項、その他重要な事項につき審理し議決する。

- ①細則の制定
 - ②~~名簿~~、会報の発行の決定
 - ③会費及び臨時会費の決定
 - ④総会の招集
 - ⑤役員 of 解任
- 2 評議員会は、年に一度以上、会長が定めた時に召集する。
 - 3 理事3名以上又は評議員10名以上から召集の請求があった時は、会長は評議員会を招集しなければならない。
 - 4 評議員会の決議は、出席者の過半数による。但し、役員 of 解任は評議員の定数の過半数が出席し、その三分の二以上の賛成を要する。

理事会

当校

第10条 理事は、総会、評議員会に於いて、理事に執行を委任された事項、その他本会の運営に必要な事項を決定し、執行する。

桃小

第5条 (2)理事会

本会の執行機関で、正副会長と理事を持って構成し、総会ならびに本会事業の企画運営に当たる。教職員代表幹事(3名)は理事会に出席し意見を述べる事が出来る。

京中

第31条 常任理事会は常任理事をもって構成し、理事長が毎年一回以上招集する。

第32条 常任理事会は、次の事項を行なう。

1. 事業執行に関する事項
2. 理事長の選任
3. 監事の候補適任者の選定
4. 臨時総会招集の議決
5. 規則施行に関する細則の制定改廃
6. その他本会の事業に関し常任理事会において必要と認めた事項

第33条 常任理事会は常任理事の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することが出来ない。ただし書面もしくは電子書面による委任状をもって出席にかえることができる。

第34条 常任理事会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第35条 常任理事会の議事録は、作成の上これを保存する。

第36条 常任理事会は会務執行上必要であるときは、常任理事会のもとに、会員をもって構成する委員会をおくことができる。委員会の代表は常任理事とする。

第37条 理事長は必要と認めた場合、常任理事以外の者を常任理事会に出席させ意見を述べさせることができる。

変更案→特に詳細に決める必要はないのではないか？

~~第10条~~ 理事会は、総会、評議員会に於いて、理事会に執行を委任された事項、その他
第17条 本会の運営に必要な事項を決定し、執行する。

会計

当校

第16条 本会運営に必要とする費用は、会員より徴収する会費その他の収入による。

第17条 本会の会計期は、前会計期の締日の翌日より総会が開催される日の属する月の前月末日（但し、総会が月の上旬に開かれる時はその前々月の末日）までとする。

第18条 会計担当理事は、収入の出入を帳簿に記帳し、余剰金は定期預金等確実な方法により運用しなければならない。

桃小

第6条(会計)

(1)本会の経費は、会員の入会時の納金(会費)その他をもって当てる。会費は総会において決定する。

(2)本会の会計は総会ごとに収支を報告する。

京中

第39条 本会の資産は、細則に定める。

第40条 本会の資産の管理は、会長がこれを行なう。

第41条 本会の会費の徴収および事業にともなう支出は理事長が行う。

第42条 本会の資産は、次のとおりとする。

1. 財産目録記載の財産
2. 入会金及び会費
3. 事業に伴う収入
4. 資産から生じる果実
5. 寄付金
6. その他の収入

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算並びに事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、年に一度、常任理事会の承認を受けなければならない。また通常総会において、3年に一度承認を受けなければならない。

第44条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

変更案→変更なし 報告義務については総会の会務報告（14条）に含まれる。

第16条 本会運営に必要とする費用は、会員より徴収する会費その他の収入による。

第17条 本会の会計期は、前会計期の締日の翌日より総会が開催される日の属する月の前月末日（但し、総会が月の上旬に開かれる時はその前々月の末日）までとする。

第18条 会計担当理事は、収入の出入を帳簿に記帳し、余剰金は定期預金等確実な方法により運用しなければならない。

条文番号変更 16→18 17→19 18→20

附則

当校

第19条 本会則を改正する時は、評議員会の議決に基づき、会長が総会に提案し、その承認を得なければならない。

第20条 本改正規定（昭和58年8月28日）は改正の翌日から施行する。

第21条 本改正規定は改正の日の翌日から施行し、改正時の役員の任期は、それぞれ就任の日から3年目に修了するものとする。

桃小

第7条（付則）

(1) 本会は必要に応じて地方支部を設けることができる。

(2) 本会則の改正は総会の承認を経なければならない。

(3) 本会則は平成21年2月23日より改正実施する。

京中

第45条 本会は、支部を置くことができる。

第46条 会則の実施にあたってはこの会則に反しない範囲内で細則を常任理事会の議決を経て別に定める。

第47条 本会則を変更しようとするときは、総会において出席会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

第48条 本会の解散は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

第49条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を経て、京都教育大学に寄付するものとする。

附則

1. この会則は、本会が設立した日から施行する。

2. 平成23年6月時点において附属京都小学校東櫻同窓会および京都教育大学附属京都中学校同窓会の正会員もしくは特別会員もしくは名誉会員であった者は、本会においても、それぞれ正会員、特別会員、名誉会員とする。

問題点

支部の記載は不要か。

変更案

~~第19条~~ 本会則を改正する時は、評議員会の議決に基づき、会長が総会に提案し、その
第21条 承認を得なければならない。

~~第20条~~ 本改正規定（昭和58年8月28日）は改正の翌日から施行する。

~~第21条~~ 本改正規定は改正の日の翌日から施行し、改正時の役員の任期は、それぞれ就任の日から3年目に修了するものとする。

第22条 本改正規定（平成27年6月〇〇日）は改正の翌日から施行する。